

築上町高齢者保健福祉計画書

平成27年3月

築 上 町

は じ め に

わが国は、世界に例のない勢いで高齢化が進んでおり、平均寿命と共に高齢化率も世界一となっています。

築上町におきましても、高齢化率は上昇を続けており、本年１月には、３２％に達しています。今後も高齢化は進み、いわゆる団塊の世代の方々が７５歳以上となる平成３７年には、６５歳以上の人口は約６，１４６人、高齢化率は約３５．９％になると見込まれています。

また、高齢化率の上昇と共に、一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯、認知症の方が増加しています。こうした中で、高齢者の皆様がいつまでも住み慣れた地域で安心して暮らし続けていけるよう、保健、福祉及び介護等に関する総合的な支援体制が必要となっています。

築上町では、＜生涯現役 共に支え合い 安心して いきいきと暮らせるまち「ちくじょう」＞を基本理念とした２カ年計画「築上町高齢者保健福祉計画」を平成１９年３月に策定し、その後は介護保険事業計画見直しと時期を合わせて、３年毎に見直しを行っています。この基本理念のもと、住み慣れた地域での生活が継続できる長寿社会の実現を目指し、町民の皆様とともに計画を推進して参る所存です。皆様のご協力とご支援をお願いいたします。

終わりに、この高齢者保健福祉計画を策定するにあたり、ご意見をいただきました築上町高齢者保健福祉計画作成検討協議会委員の皆様をはじめ、ご協力いただきました関係者の皆様に対し心からお礼申し上げます。

平成２７年３月

築上町長 新 川 久 三

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1. 策定の趣旨	1
2. その他の計画との関連	1
3. 計画期間	1
第2章 築上町の高齢者の状況等	3
1. 人口構造とその推移	3
2. 要介護高齢者の状況	4
(1) 要介護度別の認定者数の推移	4
(2) 要介護（要支援）認定者数の状況	4
3. 高齢者の実態	5
(1) 調査の概要	5
1) 調査の目的等	5
2) 調査の実施	5
(2) 調査結果	5
1) 回収状況	5
2) 回答者の基本属性	5
3) 生活機能や日常生活の状況	6
4) 健康・疾病の状況	8
5) 介護予防について【独自調査項目】	9
6) 用語解説	10
4. 目標年度までの各年度における高齢者の状況	12
(1) 推計人口	12
(2) 認定者数の推計	12
第3章 介護保険事業と高齢者保健福祉計画	13
1. 介護保険制度の改正	13
2. 介護保険制度の改正の内容	13
(1) 地域包括ケアシステムの構築	13
(2) 費用負担の公平化	13
(3) その他	13
第4章 高齢者保健福祉サービスの目指すべき方向	15
1. 基本理念	15
2. 計画の方向性	15
(1) 健康づくりの推進	15
(2) 高齢者福祉サービス（介護保険対象外）の推進	15
(3) 生きがいづくり・社会参加活動の推進	15
(4) 認知症高齢者支援施策の推進	16
(5) 地域支援事業の推進	16
(6) 介護保険給付サービスの推進	16

第5章 各種高齢者保健福祉サービスの現状と今後の方針	17
1. 健康づくりの推進	17
(1) 健康診査	17
(2) 家庭訪問	19
(3) ふれあい健康サロン	20
(4) 高齢者定期予防接種	21
1) インフルエンザ予防接種	21
2) 肺炎球菌予防接種	22
2. 高齢者福祉サービス（介護保険対象外）の推進	23
(1) 生活支援事業	23
1) 外出支援サービス事業	23
2) 訪問理美容サービス事業	23
3) 寝具類等洗濯乾燥消毒サービス事業	24
4) 軽度生活支援事業	24
5) 高齢者等への生活状況確認事業	25
6) 緊急通報体制整備事業	25
7) 在宅寝たきり介護手当	26
8) 住宅改造資金助成事業	26
(2) 介護予防・地域支え合い事業	27
1) 生きがい活動支援通所事業	27
2) 生活管理指導員派遣事業	27
3) 生活管理指導短期宿泊事業	28
4) 高齢者の生きがい教室と健康づくり推進事業	28
5) 「食」の自立支援事業	29
6) 家族介護支援事業	29
7) 在宅介護支援事業	30
(3) その他の事業	31
1) 敬老祝金支給	31
2) 福祉電話貸与	31
3) 救急医療情報キット配布事業	32
4) ひとり暮らし高齢者等見守り事業	32
(4) 施設サービス	33
1) 介護予防拠点施設（老人憩いの家「やまさと」）	33
2) 高齢者ボランティア育成施設	33
3. 生きがいづくり・社会参加活動の推進	34
(1) 老人クラブ活動支援	34
(2) 老人クラブ連合会が行う健康づくり事業	34
1) 料理教室	34
2) 老人スポーツ大会等開催	35
(3) 敬老祝賀会開催	35
(4) シルバー人材センター	35
4. 認知症高齢者支援施策の推進	36
(1) 標準的な認知症ケアパスの作成普及	37
(2) 早期診断・早期対応	37
(3) 地域での生活を支える医療サービスの構築	37
(4) 地域での生活を支える介護サービスの構築	37
(5) 地域での日常生活・家族支援の強化	38
(6) 若年性認知症施策の強化	38
(7) 医療・介護サービスを担う人材の育成	38

5. 地域支援事業の推進	39
(1) 介護予防・日常生活支援総合事業	39
1) 介護予防・生活支援サービス事業	39
2) 一般介護予防事業	40
(2) 包括的支援事業	40
1) 地域包括支援センターの運営	40
2) 在宅医療・介護連携の推進	41
3) 認知症施策の推進	41
4) 生活支援サービスの体制整備	41
6. 介護保険給付サービスの推進	43
(1) 介護サービス（要介護1～5の方）	43
1) 居宅サービス	43
2) 施設サービス	44
3) 地域密着型サービス	44
(2) 介護予防サービス（要支援1・2の方）	45
1) 居宅サービス	45
2) 地域密着型サービス	45
資料編	47
築上町高齢者保健福祉計画作成検討協議会規程	47
築上町高齢者保健福祉計画作成検討協議会委員	48

第1章 計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

1. 策定の趣旨

わが国の総人口は、平成22年の国勢調査では1億2,805万7千人で、65歳以上の高齢者人口は過去最高の2,924万6千人となり、総人口に占める割合（高齢化率）は22.8%となっています。

本町の人口は平成26年3月31日現在19,741人で、高齢者人口は6,223人、高齢化率は31.5%と3人に1人が高齢者となっており、全国平均を上回る高齢化率となっています。

平成27年は、「戦後の第一次ベビーブーム世代」「団塊の世代」（昭和22～24年生まれ）といわれる方々が65歳以上となる節目の年であり、高齢化率が急激に増加する時期が目前に迫っています。

今後、団塊の世代が75歳以上となる平成37年には要介護（要支援）認定者や何らかの支援を必要とする高齢者が急増すると予測されます。これに伴い、認知症高齢者や一人暮らし高齢者・高齢者のみの世帯が増加していくと考えられ、こうした高齢者を地域・社会で支える仕組みづくりが急務となっています。

平成12年4月に施行された介護保険制度は、サービス提供基盤の整備に伴い、サービス利用者が着実に増加するなど高齢者を支える制度の一つとして定着してきました。本町における介護保険事業は、福岡県介護保険広域連合によって実施されています。

また国では、高齢期を過ごす人たちが可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び生活支援サービスが切れ目なく一体的に提供される“地域包括ケアシステム”の実現に向けた取組を進めるため、介護保険法等の制度改正が行われてきました。

本町においても“地域包括ケアシステム”の実現を目指し、このような高齢者の保健福祉を取り巻くさまざまな環境や制度の変化の状況を踏まえ、すべての町民が健康で生きがいをもって生活を送ることができる活力ある長寿社会を実現することを目的とし、高齢者保健福祉計画を策定します。

2. その他の計画との関連

＜生涯現役 共に支え合い 安心して いきいきと暮らせるまち「ちくじょう」＞を基本理念とし、福岡県高齢者保健福祉計画、福岡県介護保険広域連合の「介護保険事業計画」、築上町総合計画、他の関連する計画との整合性を図りながら策定します。

3. 計画期間

本町の高齢者保健福祉計画については、介護保険事業計画と一体的に策定することから、今回の計画は第6期介護保険事業計画の平成27～29年度までの3カ年計画として平成26年度に策定します。

平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
策定	第5期計画(前回の計画) (平成24～26年度)			第6期計画(今回の計画) (平成27～29年度)			第7期計画(次回の計画) (平成30～32年度)		
			策定						
						策定			

第2章 築上町の高齢者の状況等

第2章 築上町の高齢者の状況等

1. 人口構造とその推移

本町の人口推移は、平成2年の24,320人から平成26年の19,741人と24年間で4,579人の減少となっています。一方、総人口の減少に対し高齢者人口は2,251人の増加となっています。このことは高齢化率の上昇へとつながり、約1.9倍（16.3%→31.5%）となっており、今後も増加が続くと予測されます。

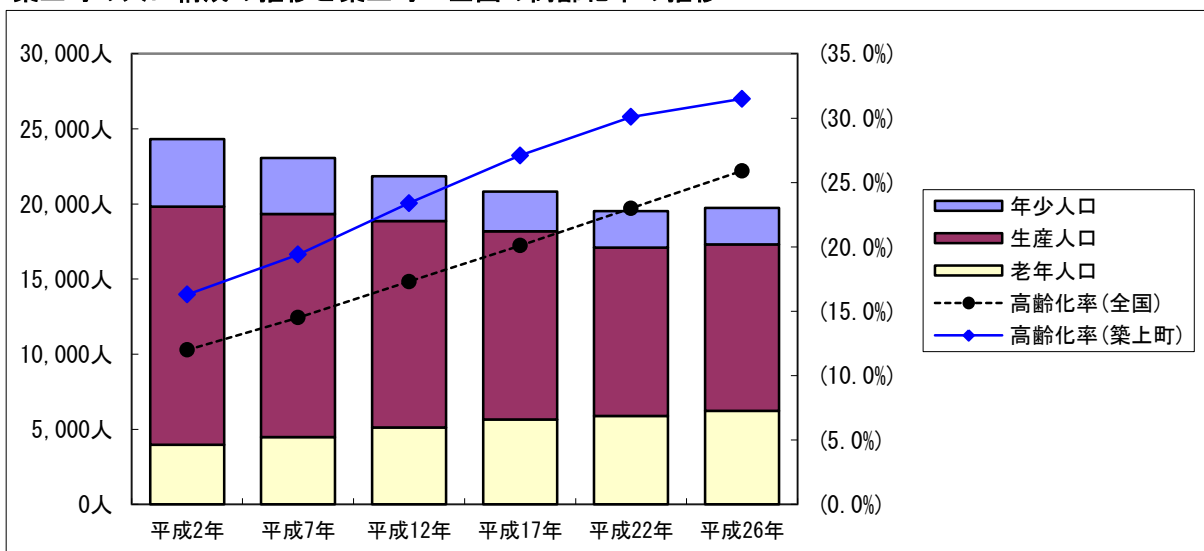
また、高齢者単独世帯についても、平成21年が1,611世帯、平成26年が1,831世帯と大幅な増加となっています。

築上町の人口構成（比率）の推移

区 分	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成26年
総人口	24,320 (100.0%)	23,056 (100.0%)	21,848 (100.0%)	20,837 (100.0%)	19,544 (100.0%)	19,741 (100.0%)
年少人口 (0～14歳)	4,496 (18.5%)	3,724 (16.2%)	2,987 (13.7%)	2,654 (12.7%)	2,428 (12.4%)	2,427 (12.3%)
生産人口 (15～64歳)	15,852 (65.2%)	14,852 (64.4%)	13,741 (62.9%)	12,534 (60.2%)	11,225 (57.4%)	11,091 (56.2%)
老年人口 (65歳以上)	3,972 (16.3%)	4,480 (19.4%)	5,120 (23.4%)	5,642 (27.1%)	5,880 (30.1%)	6,223 (31.5%)
前期高齢者 (65～74歳)	2,256 (9.3%)	2,566 (11.1%)	2,820 (12.9%)	2,862 (13.7%)	2,830 (14.5%)	3,010 (15.2%)
後期高齢者 (75歳以上)	1,716 (7.1%)	1,914 (8.3%)	2,300 (10.5%)	2,780 (13.3%)	3,050 (15.6%)	3,213 (16.3%)

＜資料＞国勢調査※ただし平成26年は住民基本台帳平成26年3月末現在

築上町の人口構成の推移と築上町・全国の高齢化率の推移



築上町の高齢者単独世帯数

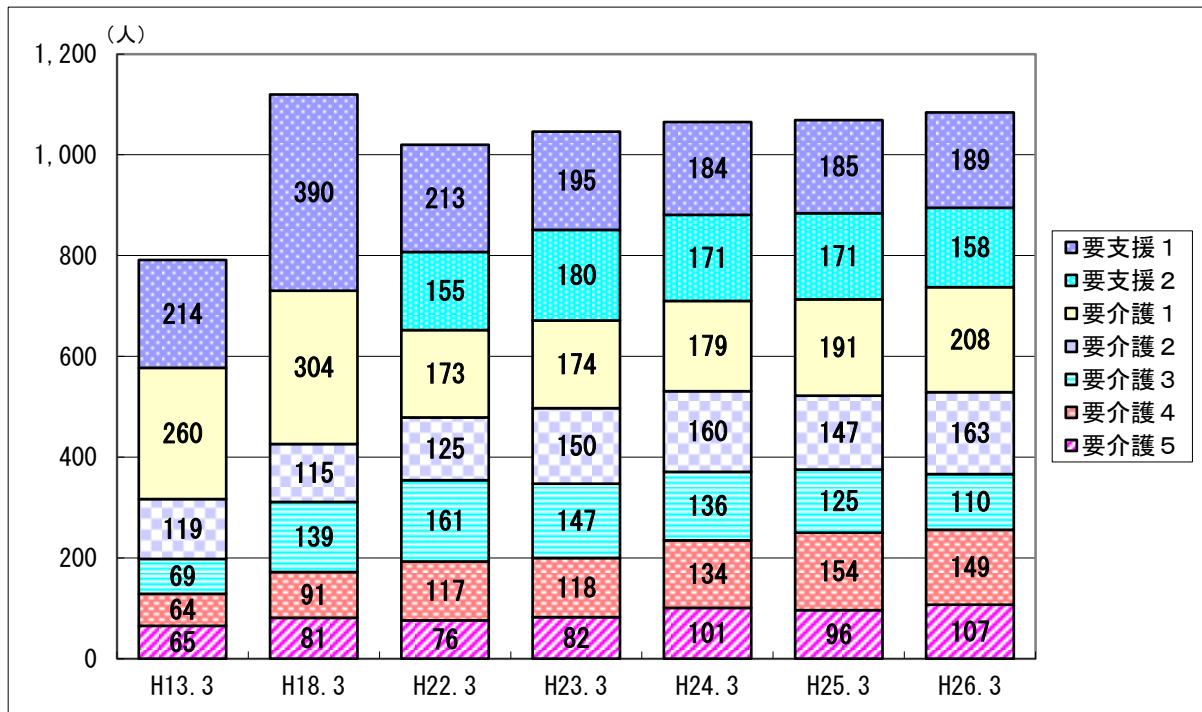
	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
全世帯	8,974	9,052	9,034	9,044	9,033	9,009
高齢者単独世帯	1,611	1,674	1,708	1,747	1,781	1,831
男	326	350	360	375	393	422
女	1,285	1,324	1,348	1,372	1,388	1,409
全世帯に対する割合	17.95%	18.49%	18.91%	19.32%	19.72%	20.32%

2. 要介護高齢者の状況

(1) 要介護度別の認定者数の推移

平成12年度（介護保険制度開始年度）末の要介護（要支援）高齢者の認定者数は791人でしたが、合併時の平成18年3月末時点では1,120人にまで増加しています。平成18年4月の制度改正等（要支援が1・2の二段階になる等）により、要介護（要支援）高齢者の認定者数は減少していましたが、ここ数年は増加傾向にあります。

築上町の要介護度別の認定者数の推移



※平成18年3月までは要支援に1・2の区別はありません。

(2) 要介護（要支援）認定者数の状況

本町の平成26年3月末現在の要介護（要支援）認定者数は、第1号被保険者（65歳以上の方）が1,068人、第2号被保険者（40歳～64歳までの方）が16人で、合計1,084人となっています。

介護度別では、要介護1が208人（19.2%）で最も多く、続いて要支援1が189人（17.4%）となっています。

なお、65歳以上人口に対する認定者数の割合（出現率）が本町は17.2%で、福岡県介護保険広域連合全体での19.2%を下回っているものの、豊築支部管内では、ほぼ同率となっています。

築上町の要介護・要支援の認定者数（平成26年3月末現在）

区 分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合 計
第1号被保険者	187	157	204	161	107	147	105	1,068
65～74歳	26	17	20	12	12	15	10	112
75歳以上	161	140	184	149	95	132	95	956
第2号被保険者	2	1	4	2	3	2	2	16
計	189	158	208	163	110	149	107	1,084
出現率(%)	3.00	2.52	3.28	2.59	1.72	2.36	1.69	17.16

3. 高齢者の実態

(1) 調査の概要

1) 調査の目的等

介護保険事業計画の策定にあたって、65歳以上の要介護認定を受けていない方を対象に、福岡県介護保険広域連合が高齢者生活アンケート調査を実施しました。

2) 調査の実施

- ①調査地域 築上町
- ②調査対象者 65歳以上で要介護認定を受けていない方
- ③調査基準日 平成26年4月1日
- ④調査期間 平成26年4月1日～平成26年4月22日

(2) 調査結果

※調査結果内容の注意

- ・ 図中の割合については、小数点以下第2位を四捨五入していますので、回答比率の合計が100%とならない場合があります。
- ・ 複数回答可の質問の場合、原則その回答率の合計は100%を超えます。
- ・ 「平成26年度[上期]高齢者生活アンケート調査結果レポート」を基に作成しています。
- ・ 調査結果内容中の「※」は、「6)用語解説(10～11ページ)」をご参照ください。

1) 回収状況

発送数	有効回収数	有効回収率
5,127	2,928	57.1%

2) 回答者の基本属性

二次予防該当状況

調査数(人)	一般高齢者	二次予防対象者 (※1)	無回答
2,928	58.2%	39.0%	2.8%

性別

	調査数(人)	男性	女性
全 体	2,928	42.8%	57.2%
一 般	1,703	46.9%	53.1%
二次予防	1,142	37.0%	63.0%

年齢

	調査数 (人)	65-69歳	70-74歳	75-79歳	80-84歳	85歳 以上	平均 年齢 (歳)
全 体	2,928	29.3%	27.7%	21.9%	13.1%	8.0%	74.10
一 般	1,703	37.3%	31.1%	19.1%	8.8%	3.7%	72.37
二次予防	1,142	18.1%	23.5%	25.8%	18.9%	13.7%	76.44

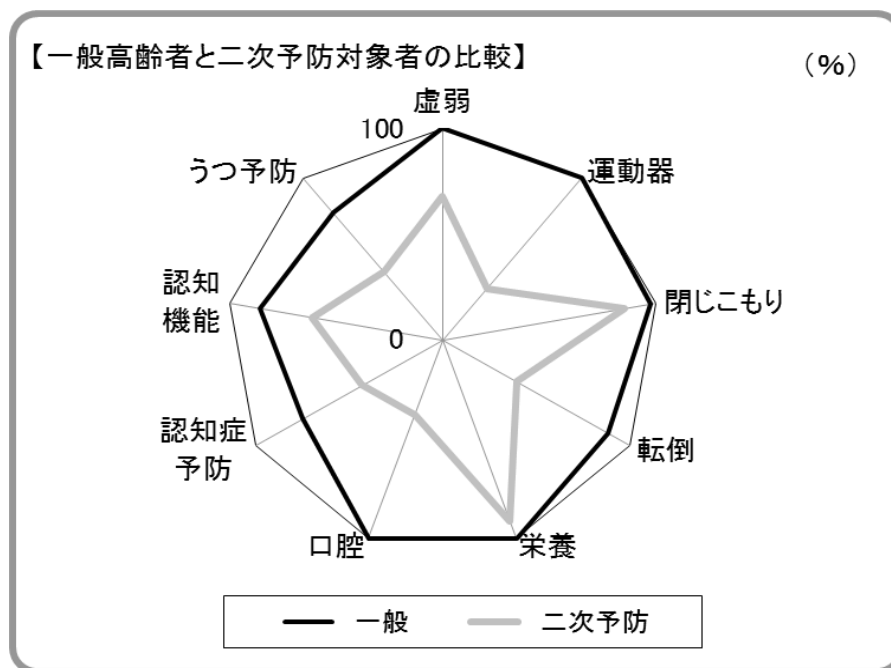
世帯構成

	調査数 (人)	一人 暮らし	配偶者 と二人 暮らし	配偶者 以外と 二人 暮らし	同居 (3人以上)	その他	無回答
全 体	2,928	15.3%	37.7%	11.0%	32.3%	0.7%	3.1%
一 般	1,703	13.5%	40.9%	9.9%	33.2%	0.5%	1.9%
二次予防	1,142	18.4%	34.3%	11.6%	30.4%	0.9%	4.4%

3) 生活機能や日常生活の状況

①項目別評価結果（非該当・リスクなしの割合）（※2）

	調査数 (人)	虚弱	運動器	閉じ こもり	転倒	栄養	口腔	認知症 予防	認知 機能	うつ 予防
全 体	2,928	86.1%	71.9%	92.2%	68.4%	95.2%	74.9%	61.3%	75.2%	63.5%
一 般	1,703	100.0%	100.0%	97.7%	88.5%	100.0%	100.0%	74.8%	85.6%	78.7%
二次予防	1,142	67.8%	31.8%	85.6%	39.5%	91.2%	37.8%	42.9%	61.3%	42.4%

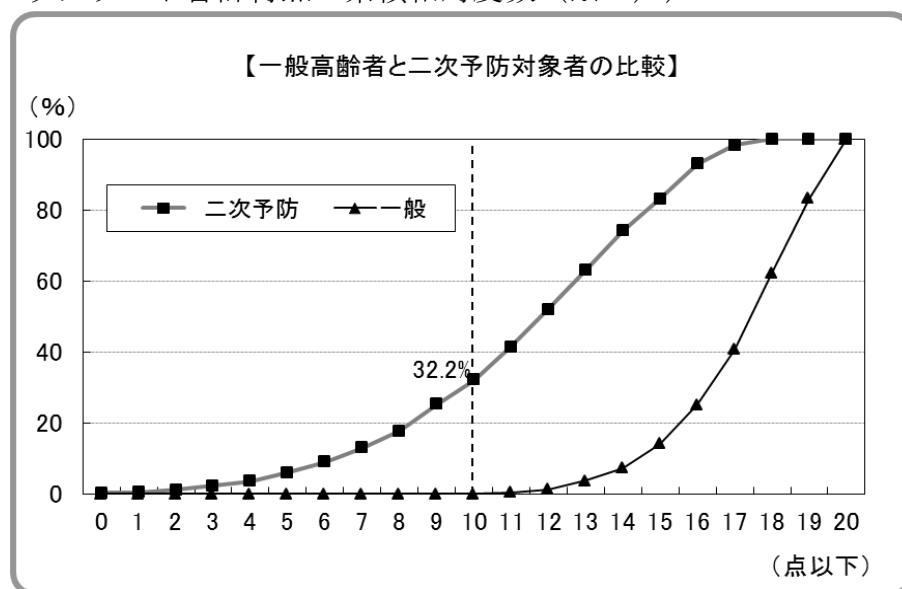


生活機能の各評価項目ごとの非該当者（リスクなし）の割合は、二次予防対象者に比べ、一般高齢者が高く、生活機能のレベルを反映した結果となっています。

「転倒」「認知症予防」「認知機能」「うつ予防」については、一般高齢者であっても非該当者（リスクなし）は8割弱～9割弱に留まっており、該当者（リスクあり）が1～2割強と比較的多くいることがわかります。

②総合指標（基本チェックリスト合計得点の累積相対度数（※３））

	調査数 (人)	10点 以下
全 体	2,928	13.9%
一 般	1,703	-
二次予防	1,142	32.2%

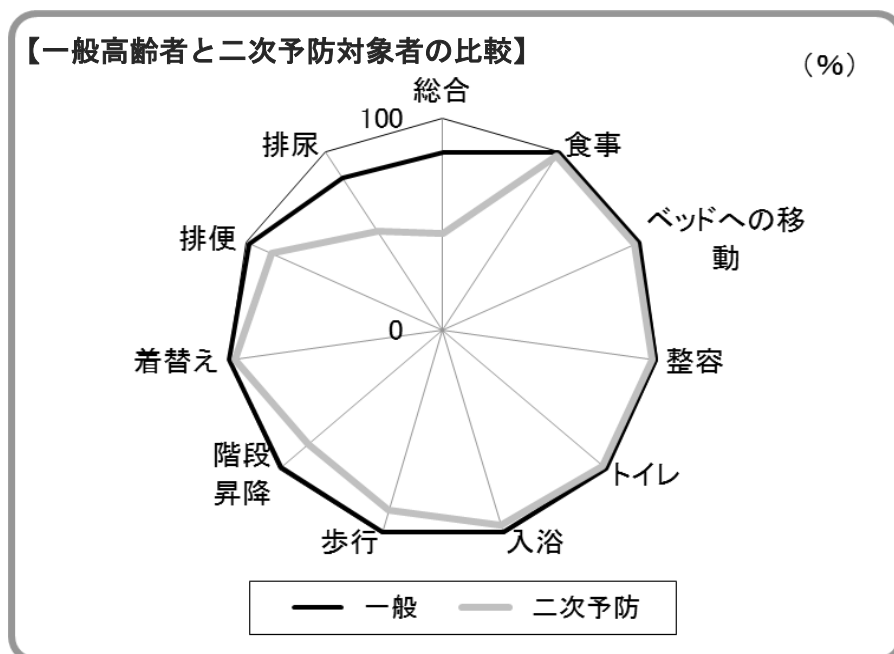


10点以下の者（リスク項目の半数以上に該当している、リスクが高い者）は、一般高齢者にはいませんが、二次予防対象者の32.2%が該当しています。

③日常生活動作[ADL]（自立者の割合）（※４）

	調査数 (人)	総合	食事	ベッド への移動	整容	トイレ
全 体	2,928	68.1%	98.7%	98.3%	98.6%	98.8%
一 般	1,703	83.7%	99.6%	99.5%	99.6%	99.7%
二次予防	1,142	45.4%	97.6%	97.3%	97.5%	97.8%

	入浴	歩行	階段 昇降	着替え	排便	排尿
全 体	98.0%	94.7%	92.0%	98.4%	93.6%	73.1%
一 般	99.6%	99.3%	98.8%	99.7%	98.4%	85.3%
二次予防	96.0%	88.3%	82.4%	96.8%	87.0%	55.3%



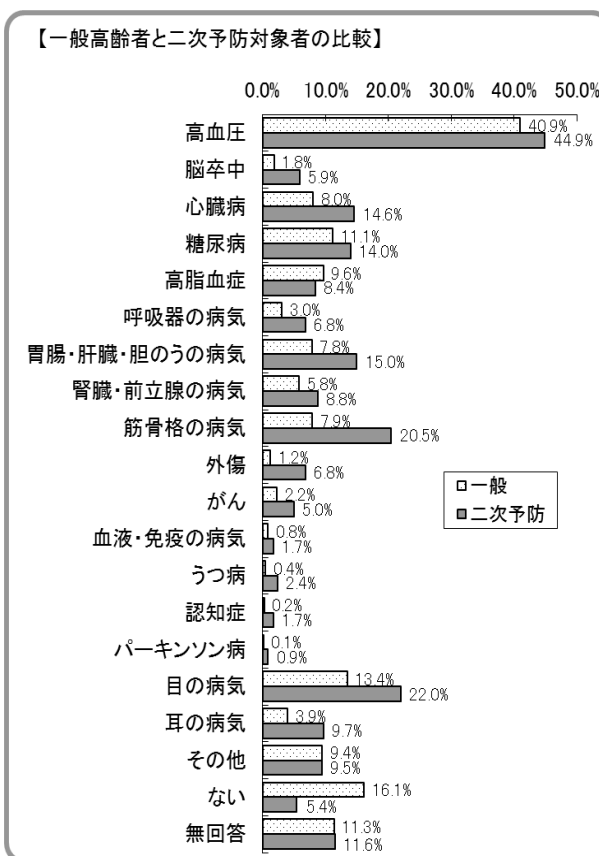
日常生活動作の各項目ごとの自立者の割合は、二次予防対象者に比べ、一般高齢者が高く、生活機能のレベルを反映した結果となっています。

「食事」「ベッドへの移動」「整容」「トイレ」「入浴」「着替え」では一般高齢者・二次予防対象者ともに自立者が9割以上を占めており、大きな違いはみられません。これに対して、「歩行」「階段昇降」「排便」「排尿」では二次予防対象者で自立者の割合がやや低く9割未満に留まっており、特に「排尿（尿もれ・尿失禁があるか）」では自立者が55.3%と低くなっています。このことから、日常生活動作のなかでも、比較的早い時期に低下するものとそうでないものがあることがわかります。

4) 健康・疾病の状況

①既往症（該当者の割合）

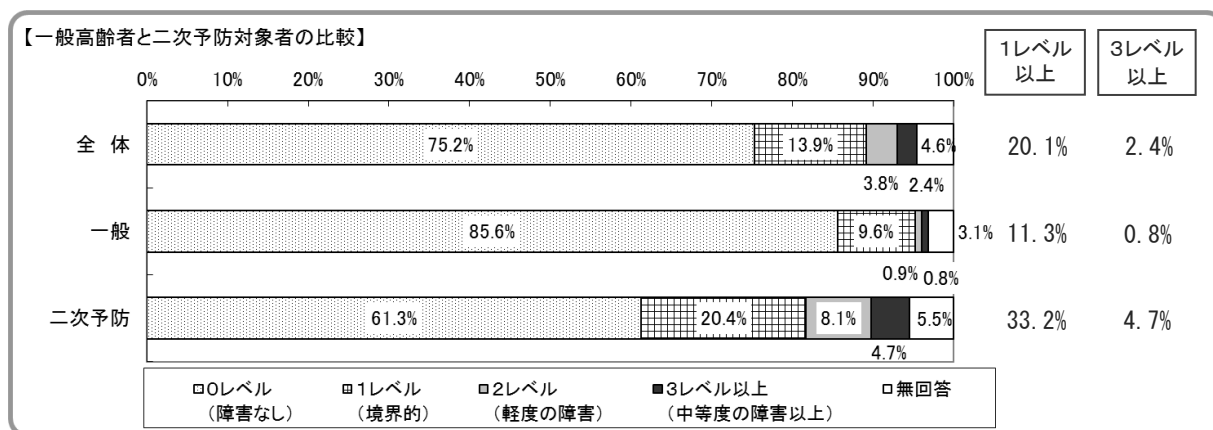
	全 体	一 般	二次予防
調査数（人）	2,928	1,703	1,142
高血圧	42.1%	40.9%	44.9%
脳卒中	3.4%	1.8%	5.9%
心臓病	10.6%	8.0%	14.6%
糖尿病	12.2%	11.1%	14.0%
高脂血症	8.9%	9.6%	8.4%
呼吸器の病気	4.4%	3.0%	6.8%
胃腸・肝臓・胆のうの病気	10.6%	7.8%	15.0%
腎臓・前立腺の病気	6.9%	5.8%	8.8%
筋骨格の病気	12.8%	7.9%	20.5%
外傷	3.5%	1.2%	6.8%
がん	3.4%	2.2%	5.0%
血液・免疫の病気	1.2%	0.8%	1.7%
うつ病	1.2%	0.4%	2.4%
認知症	0.8%	0.2%	1.7%
パーキンソン病	0.4%	0.1%	0.9%
目の病気	16.8%	13.4%	22.0%
耳の病気	6.3%	3.9%	9.7%
その他	9.4%	9.4%	9.5%
ない	11.6%	16.1%	5.4%
無回答	12.0%	11.3%	11.6%



二次予防対象者は一般高齢者に比べて、「心臓病」や「胃腸・肝臓・胆のうの病気」「筋骨格の病気」「外傷」「目の病気」「耳の病気」等の既往歴が高くなっています。

②認知機能の障害程度

	調査数 (人)	0レベル (障害なし)	1レベル (境界的)	2レベル (軽度の障害)	3レベル以上 (中等度の 障害以上)	無回答
全 体	2,928	75.2%	13.9%	3.8%	2.4%	4.6%
一般	1,703	85.6%	9.6%	0.9%	0.8%	3.1%
二次予防	1,142	61.3%	20.4%	8.1%	4.7%	5.5%



認知機能の障害程度区分（用語解説※2「認知機能」参照）の分布をみると、認知機能の障害ありと評価される者（1レベル以上）の割合は、二次予防対象者で、33.2%、一般高齢者でも11.3%を占めています。認知症の行動・心理症状がみられる者（3レベル以上）は、二次予防対象者で4.7%、一般高齢者でも0.8%となっています。

5) 介護予防について 【独自調査項目】

参加状況	調査数 (人)	ふれあい健康サロン	元気いきいき教室 (運動器機能向上プログラム)	元気いきいき教室 (口腔機能向上プログラム)	元気いきいき教室 (栄養改善プログラム)	生きがい活動支援 通所事業(生きがいデイサービス)
全 体	2,928	16.5%	1.5%	1.1%	0.6%	0.7%
一般	1,703	17.3%	0.6%	0.7%	0.8%	0.5%
二次予防	1,142	15.8%	2.8%	1.8%	0.4%	0.9%

参加意向	調査数 (人)	ふれあい健康サロン	元気いきいき教室 (運動器機能向上プログラム)	元気いきいき教室 (口腔機能向上プログラム)	元気いきいき教室 (栄養改善プログラム)	生きがい活動支援 通所事業(生きがいデイサービス)
全 体	2,928	10.7%	8.0%	2.7%	4.0%	2.7%
一般	1,703	11.5%	8.0%	2.3%	4.2%	2.1%
二次予防	1,142	9.8%	8.1%	3.3%	3.9%	3.5%

介護予防・健康づくり関連事業について、「現在の参加状況」と「今後の参加意向」をたずねました。

全体では、現在の参加状況・今後の参加意向ともに「ふれあい健康サロン」（参加状況：16.5%、参加意向：10.7%）が最も多くなっています。

6) 用語解説

(※1) 二次予防対象者の分類方法

本調査では、要介護（要支援）認定を受けていない調査回答者（非認定者）について、基本チェックリストを基準として「一般高齢者」「二次予防対象者」に分類しています。

要介護(要支援) 認定を受けていない者	二次予防対象者	基本チェックリスト25項目中、うつ予防関連5項目を除いた20項目のうち10項目以上に該当
		運動器の機能向上関連項目（5項目）のうち3項目以上に該当
		栄養改善項目（2項目）の両方に該当
		口腔機能の向上項目（3項目）のうち2項目以上に該当
	一般高齢者	上記のいずれにも該当しない

(※2) 項目別評価の定義

本調査では、国のニーズ調査結果報告書に即して、各項目における「該当・リスクあり」を以下のように定義しています。なお、本文中の調査結果は「非該当・リスクなし」であるため、以下に該当しない者の割合です。

虚弱	基本チェックリスト25項目中、うつ予防関連5項目を除いた20項目のうち10項目以上に該当
運動器	基本チェックリストの運動器の機能向上関連項目（5項目）のうち3項目以上に該当
閉じこもり	基本チェックリストの閉じこもり予防関連項目（1項目：週1回以上外出していない）に該当
転倒	簡易式転倒チェックシート関連設問（5項目）から算出したスコア（13点満点）中6点以上に該当（※）
栄養	基本チェックリストの栄養改善項目（2項目）の両方に該当
口腔	基本チェックリストの口腔機能の向上項目（3項目）のうち2項目以上に該当
認知症予防	基本チェックリストの認知症予防関連項目（3項目）のうち1項目以上に該当
認知機能	認知機能の障害程度の指標であるCPS関連設問（4項目）から判定した0-6レベルのうち、1レベル（境界型）以上（※）
うつ予防	基本チェックリストの認知症予防関連項目（5項目）のうち2項目以上に該当

※詳細は平成22年10月27日開催「第5期介護保険事業（支援）計画の策定準備及び地域支援事業の見直しに係る会議」資料P10（簡易式転倒チェックシート）、P15（認知機能）参照。

(※3) 基本チェックリスト合計得点累積相対度数

基本チェックリストのうつ予防に関する設問を除く20問について、各設問で非該当となる回答をした場合を各1点として、その合計得点の分布を累積で整理した値です。認定者を含めた高齢者の生活機能のレベルが把握可能となります。

10点以下（リスク項目の半数以上に該当）の一般高齢者や二次予防対象者は早めのフォローが必要です。

(※4) 日常生活動作 (ADL)

本調査では、以下の日常生活動作 (ADL) について、選択肢 1 = 自立として整理しています。「総合」は以下の項目がすべて「自立」の者の割合です。

食事 (食事は自分で食べられるか)	1. できる、2. 一部介助があればできる、3. できない
ベッドへの移動 (寝床に入るとき介助を受けるか)	1. 受けない、2. 一部介助があればできる、3. 全面的な介助が必要
整容 (自分で洗面や歯磨きができるか)	1. できる、2. 一部介助があればできる、3. できない
トイレ (自分でトイレができるか)	1. できる、2. 一部介助があればできる、3. できない
入浴 (自分で入浴ができるか)	1. できる、2. 一部介助があればできる、3. できない
歩行 (50m以上歩けるか)	1. できる、2. 一部介助があればできる、3. できない
階段昇降 (階段を昇り降りできるか)	1. できる、2. 介助があればできる、3. できない
着替え (自分で着替えができるか)	1. できる、2. 介助があればできる、3. できない
排便 (大便の失敗があるか)	1. ない、2. ときどきある、3. よくある
排尿 (尿もれや尿失禁があるか)	1. ない、2. ときどきある、3. よくある

4. 目標年度までの各年度における高齢者の状況

(1) 推計人口

本計画の期間である平成27年度から平成29年度の本町の推計人口は以下のとおりです。高齢者人口・高齢化率ともに、平成27年度以降も増加が続くと予測されます。

築上町の推計人口

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
総人口(人)	20,427	20,238	20,023	19,937	19,741	19,657	19,463	19,242	19,012
伸び率(%)	-1.01%	-0.93%	-1.06%	-0.43%	-0.98%	-0.43%	-0.99%	-1.14%	-1.20%
高齢者人口(人) (第1号被保険者)	5,933	5,883	5,939	6,116	6,223	6,310	6,378	6,440	6,463
伸び率(%)	0.68%	-0.84%	0.95%	2.98%	1.75%	1.40%	1.08%	0.97%	0.36%
高齢化率(%)	29.04%	29.07%	29.66%	30.68%	31.52%	32.10%	32.77%	33.47%	33.99%

(2) 認定者数の推計

本町の推計要介護・要支援者数は、以下のとおりです。要介護認定者数は、平成21年度以降微増しており、この要因は、高齢者人口の増加に伴うものと思われます。今後についても同程度で推移すると予測されます。

築上町の推計認定者数

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
一号被保険者	994	1,012	1,036	1,043	1,068	1,111	1,140	1,177	1,215
要支援1	211	191	181	182	187	192	187	182	177
要支援2	153	176	167	167	157	164	166	171	178
要介護1	168	166	177	185	204	225	243	264	282
要介護2	120	146	155	146	161	153	156	159	162
要介護3	152	135	127	119	107	117	115	119	123
要介護4	114	116	129	151	147	146	151	154	160
要介護5	76	82	100	93	105	114	122	128	133
二号被保険者	26	34	29	29	16	14	15	16	16
要支援1	2	4	3	3	2	2	2	2	2
要支援2	2	4	4	4	1	1	1	1	1
要介護1	5	8	2	2	4	4	4	5	5
要介護2	5	4	5	5	2	1	1	1	1
要介護3	9	12	9	9	3	3	3	3	3
要介護4	3	2	5	5	2	1	2	2	2
要介護5	0	0	1	1	2	2	2	2	2
合 計	1,020	1,046	1,065	1,072	1,084	1,125	1,155	1,193	1,231
要支援1	213	195	184	185	189	194	189	184	179
要支援2	155	180	171	171	158	165	167	172	179
要介護1	173	174	179	187	208	229	247	269	287
要介護2	125	150	160	151	163	154	157	160	163
要介護3	161	147	136	128	110	120	118	122	126
要介護4	117	118	134	156	149	147	153	156	162
要介護5	76	82	101	94	107	116	124	130	135

第3章 介護保険事業と高齢者保健福祉計画

第3章 介護保険事業と高齢者保健福祉計画

1. 介護保険制度の改正

今回の介護保険制度の改正は、地域包括ケアシステムの構築と費用負担の公平化を基本としています。高齢者保健福祉計画の策定にあたっては、この介護保険制度改正への対応が必要です。

2. 介護保険制度の改正の内容

(1) 地域包括ケアシステムの構築

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活するための医療、介護、生活支援・介護予防、住まいのサービスを日常生活の場で適切に組み合わせ、切れ目なく提供する仕組みづくりを行います。

- 医療・介護サービスの提供体制改革のための基金創設
- 地域支援事業の充実と強化
 - ・全国一律の介護予防給付（訪問介護・通所介護）を、市町村が取り組む地域支援事業に移行
 - ・地域包括ケアシステムの構築に向けた包括的支援事業の内容追加
- 特別養護老人ホームの重点化
 - ・特別養護老人ホームの新規入所者を、原則要介護3以上に限定（既入所者は除く）

(2) 費用負担の公平化

低所得者の保険料軽減を拡充します。また、保険料上昇をできる限り抑えるため、所得や資産がある方の利用者負担額を見直します。

- 低所得者の保険料軽減の強化
- 一定以上所得がある方のサービス利用時の自己負担額の引き上げ
- 施設利用者のうち低所得者の食費・居住費を補填する「補足給付」の対象者の見直し

(3) その他

- サービス付高齢者向け住宅への住所地特例の適用
- 小規模通所介護施設の地域密着型サービスへの移行
- 居宅介護支援の指定権限の市町村への移譲
- 介護サービス情報の公表の見直し
- 住宅改修事業者の登録制度の導入

第4章 高齢者保健福祉サービスの目指すべき方向

第4章 高齢者保健福祉サービスの目指すべき方向

1. 基本理念

＜生涯現役 共に支え合い 安心して いきいきと暮らせるまち「ちくじょう」＞

高齢者がいつまでも健康で生きがいを持ち充実した生活を営むことができ、また、介護を要する状態になっても住み慣れた地域での生活ができる長寿社会の実現を目指します。

2. 計画の方向性

基本理念のもと、具体的な施策の展開に向けて、基本的な方向性を以下のように定めます。

(1) 健康づくりの推進

要介護状態となることを予防するためには、生活習慣病の重症化と転倒による骨折を予防する必要があります。このため、今後もふれあい健康サロンにおいて、健康チェックと健康相談、保健師や栄養士による健康教育、作業療法士による運動指導などのプログラムを実施し予防に努めます。

健康診査については、生活習慣病予防（重症化予防）の為、受診勧奨を行います。健診結果から、各々の身体の状態を受診者と一緒に読み取り、生活改善の為の保健指導を行い、早期の医療受診を進め、必要時にはかかりつけ医との連携を図っていきます。

また、閉じこもりやこころの健康問題についても予防啓発を図るとともに、民生委員児童委員協議会や地域住民との連携により早期に解決できるよう取り組んでいきます。

(2) 高齢者福祉サービス（介護保険対象外）の推進

高齢者が住み慣れた地域で、いつまでも自分らしく生活をしていくことを目指すためには、介護予防や、自発的な活動の支援等、高齢者各々が積極的に取り組むための支援が必要です。したがって、在宅支援、見守り活動、生きがい活動支援等の高齢者福祉サービス（介護保険対象外）の推進及び利用促進に努めます。

(3) 生きがいづくり・社会参加活動の推進

高齢者一人ひとりが生涯にわたって社会を構成する一員として尊重され、生きがいを持ち、社会参加の機会にも恵まれ、健やかで充実した生活を営むことができる社会を実現するため、生きがいづくりや社会参加を支援する政策が重要となります。

高齢者の生きがいづくりや健康づくり、家庭での閉じこもりを防止するため、老人クラブ連合会等の活動を推進します。

(4) 認知症高齢者支援施策の推進

認知症高齢者の方が、地域においても尊厳を保ちながら穏やかな生活を送ることができ、家族も安心して生活を営むことができる環境を整備するため、認知症に対する正しい知識の普及啓発や、相談体制の充実、関係機関との連携等を推進します。

厚生労働省は、従来の「認知症の人は精神科病院や施設を利用せざるを得ない」という考えを改め、「認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けることができる社会」の実現を目指し、「認知症施策推進5か年計画（オレンジプラン）」が制定されました。

さらに、平成27年1月27日には「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」が策定されたことを受け、本町においても認知症高齢者支援事業の展開の実践に努めます。

(5) 地域支援事業の推進

一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が増加する中、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、介護保険サービスをはじめ様々な保健福祉サービスの提供、関係機関やボランティアなども参加した支え合いの地域ケア体制が必要となります。

介護保険制度の改正を機に、地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の充実を図ります。

(6) 介護保険給付サービスの推進

介護が必要な状態になった場合には、適正なケアプランと介護保険給付サービスを提供するため、福岡県介護保険広域連合や介護事業所と連携し、必要な介護保険給付サービス基盤の整備促進と適正な介護保険給付サービスの提供に努めます。

第5章 各種高齢者保健福祉サービスの現状と今後の方針

第5章 各種高齢者保健福祉サービスの現状と今後の方針

1. 健康づくりの推進

(1) 健康診査

【現状】

特定健診は、「高齢者の医療の確保に関する法律」により、40歳～74歳の国民健康保険加入者が対象です。

集団健診では、予約制で「総合健診」として、特定健診とがん検診の同時実施を行うほか、医療機関で受診できる個別健診も併せて実施していますが、「健康診査の実施状況（表1）」によると、受診率は伸びておらず、健診への関心は低いと思われます。

特定健診は「メタボ健診」とも言われ、腹囲で内臓脂肪の過多を判断し、かつ血圧・血糖・脂質・喫煙等の項目が重なっていると、糖尿病や脳血管疾患、心疾患を発症するリスクの高い「メタボリックシンドローム該当者」と判断します。

「特定健診結果：メタボ該当者（表2）」によると、メタボリックシンドローム該当者は予備軍を含め約27%と4人に1人以上います。また、血圧が高い方や血圧と脂質項目を併せ持つ方が多く、更には、血糖・血圧・脂質の3項目を併せ持つハイリスクな方が3.2%います。

「生活習慣病の治療者数（表3）」によると、高血圧症は約61%、糖尿病は約32%、脂質異常症は約45%を占めています。また、脳血管疾患や虚血性心疾患、糖尿病性腎症（透析含む）の方は、その基礎に高血圧や糖尿病、脂質異常症を併せ持つ方の割合が高く、大きな課題といえます。

健康診査の実施状況（表1）

区 分		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
特定健診※ （対象：国保加入者40～74歳まで）	対象者（人）	4,036	3,904	3,886	3,815	3,800
	受診者（人）	1,051	1,054	1,082	970	1,091
	受診率（%）	26.0	27.0	27.8	25.4	28.7
胃がん検診 対象：40歳以上	対象者（人）	7,550	7,580	8,173	7,512	7,802
	受診者（人）	365	606	623	555	606
	受診率（%）	4.8	8.0	7.6	7.4	7.8
大腸がん検診 対象：40歳以上	対象者（人）	7,550	7,580	8,173	7,512	7,802
	受診者（人）	661	775	886	841	957
	受診率（%）	8.8	10.3	10.8	11.2	12.3
子宮がん検診 対象：40歳以上	対象者（人）	5,764	5,764	4,948	4,760	4,731
	受診者（人）	483	573	369	364	396
	受診率（%）	8.4	9.9	7.5	7.6	8.4
乳がん検診 対象：40歳以上	対象者（人）	4,948	4,948	4,948	4,760	4,731
	受診者（人）	501	577	497	473	511
	受診率（%）	10.1	11.7	10.0	9.9	10.8
肺がん検診 対象：40歳以上	対象者（人）	7,550	7,580	8,173	7,512	7,802
	受診者（人）	916	883	810	768	827
	受診率（%）	12.1	11.6	9.9	10.2	10.6

※75歳以上の方については保険者である福岡県後期高齢者医療広域連合が後期高齢者健康診査として実施しています。

特定健診結果：メタボ該当者（表２）

項目		実数	割合	
メタボリック シンдрローム 該当者	該当者	147人	13.5%	
	男性	89人	19.9%	
	女性	58人	9.0%	
	予備軍	148人	13.6%	
	男性	94人	21.0%	
	女性	54人	8.4%	
メタボ該当者・ 予備軍 レベル	腹 囲	総 数	355人	32.6%
		男性	219人	49.0%
		女性	136人	21.2%
	B M I	総 数	47人	4.3%
		男性	12人	2.7%
		女性	35人	5.5%
	血糖のみ		8人	0.7%
	血圧のみ		105人	9.7%
	脂質のみ		35人	3.2%
	血糖＋血圧		28人	2.6%
	血糖＋脂質		3人	0.3%
	血圧＋脂質		81人	7.4%
血糖＋血圧＋脂質		35人	3.2%	

（国保データベースシステム：H25年度データより）

生活習慣病の治療者数（表３）

全体		脳血管疾患	虚血性心疾患	糖尿病性腎症	
2, 237人		321人 14. 3%	365人 16. 3%	60人 2. 7%	
重 基 礎 な 疾 患 の	高血圧	254人 79. 1%	296人 81. 1%	49人 81. 7%	
		109人 34. 0%	177人 48. 5%	60人 100. 0%	
	糖尿病	200人 62. 3%	224人 61. 4%	41人 68. 3%	
		脂質異常症			
	高血圧症		糖尿病	脂質異常症	高尿酸血症
	1, 358人		714人	996人	143人
60. 7%		31. 9%	44. 5%	6. 4%	

（国保データベースシステム：H25年5月分レセプトより）

【今後の方針】

脳血管疾患や心疾患は、寝たきりや介護が必要となる方の主要疾患であることが多いですが、これら疾患の原因となりうる高血圧や高血糖、脂質異常等は予防可能な疾患です。よって、特定健診で早期発見し、生活習慣改善のための保健指導や医療受診勧奨を強化し、一人ひとり丁寧に関わり、重症化予防に努めていきます。そのためにはまず、特定健診受診率を上げる必要があるため、今後も未受診者訪問の継続、また受診しやすい体制づくりの一環として、個別で受診できる医療機関の拡大を図っていきます。

また、年に一度は健診を受け、「早期発見、早期治療、早期生活改善」の意識を啓発していき「健康で元気な高齢者」が更に増えていくよう努めていきます。

(2) 家庭訪問

【現状】

訪問対象者は、一人暮らしや高齢者のみの世帯が多く、訪問時に健康チェックや健康相談を行っています。また、ふれあい健康サロンへの参加の呼びかけ、介護保険サービス及び高齢者福祉サービスについての情報提供や、導入支援を行っています。

家庭訪問の実施状況によると、年々訪問実施数が減少しています。これは、平成20年度から「老人保健法」が「高齢者の医療の確保に関する法律」に全面改正され、家庭訪問の位置づけが変わり、生活習慣病等の発症や重症化の予防、また心身機能の低下防止に向けた支援が保健事業の基本的な考え方となったこと、地域包括支援センターが築上町役場築城支所内に設置され、要介護状態にある方や介護保険サービスを利用している方などの訪問を地域包括支援センターへ引き継ぐことができたこと、また、ふれあい健康サロンの実施回数・実施会場の増加により、訪問対象者であった方がふれあい健康サロンへ参加するようになったことなどが要因として考えられます。

また、高齢者が年々増加していることもあり、高齢者の詳細な状況を把握することが困難になっています。さらに、最近は認知症様症状が見られる一人暮らし高齢者も増加し、家族や親族及び近隣の支援がない場合もあり、対応が困難なケースがあります。

家庭訪問の実施状況

区 分	平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度	
	実人数	延人数	実人数	延人数	実人数	延人数	実人数	延人数	実人数	延人数
要観察	4	12	24	75	46	83	9	11	0	0
閉じこもり予防	58	305	40	205	61	81	35	41	11	11
介護家族者	2	10	2	12	0	0	0	0	0	0
認知症	1	1	0	0	26	40	38	77	16	18
寝たきり	0	0	1	4	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	51	83	110	138	122	143
合 計	65	328	67	296	184	287	192	267	149	172

【今後の方針】

地区担当保健師及び地域包括支援センター職員や民生委員児童委員が、ふれあい健康サロンや家庭訪問及び他機関との連携を通じて、高齢者一人ひとりの状況を把握し支援できるように努めます。

(3) ふれあい健康サロン

【現状】

ふれあい健康サロンを通して健康相談と健康教育を実施しています。健康相談においては、血圧測定・体調変化の有無の確認を行い、健康教育においては歯科衛生士による口腔ケアや作業療法士による介護予防のための体力維持・強化、保健師・栄養士による講習会等を実施しています。その他、体力測定も毎年実施しており、高齢者の健康づくりと介護予防の実践に努めています。

現在、66自治会中52自治会において実施していますが、未実施が14自治会あります。実施地区においては参加者が固定化しており、男性参加者が少ない傾向にあります。また、参加者の入院・入所・死亡のため参加人数が減少しているサロンもあります。

ふれあい健康サロンの実施状況

区 分		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
健康サロン 実施状況	65歳以上人口	5,893	5,933	5,923	6,088	6,202
	参加実人数（人）	882	896	890	878	874
	参加率（％）	14.97	15.10	15.02	14.42	14.09
	実施回数（回）	587	696	735	749	792
	参加延べ人数（人）	6,829	7,279	7,502	7,648	7,900
	実施自治会数（所）	44	48	49	50	52
健 康 相 談（人）		6,829	7,279	7,502	7,648	7,900
健康教育 （参加延 べ人数）	口腔ケア	447	408	516	531	541
	作業療法士	453	548	557	529	549
	体力測定	419	505	545	543	540
	保健師	未把握	90	174	181	178
	（管理）栄養士	未把握	29	89	202	215

【今後の方針】

今後も全地区へふれあい健康サロンを広めていくために、広報等の働きかけに努め、未参加者への周知を図るとともに、男性が参加しやすい取り組みに努めます。また、ふれあい健康サロンの運営が参加者の自主的な取り組みとなり、地域での助け合いの関係づくりに発展するような支援に努めます。

(4) 高齢者定期予防接種

1) インフルエンザ予防接種

【現状】

現在65歳以上の方のインフルエンザ予防接種率は5割程度となっています。接種費用3,000円の内、自己負担は1,000円で、残り2,000円は公費で負担しています。また生活保護世帯の高齢者については、診療依頼書の提示とともに申請することにより自己負担なく接種できます。

インフルエンザ予防接種はB類疾病の予防接種であり、主に個人予防のために自らの意思と責任で接種を希望する場合にのみ行うものです。

インフルエンザ予防接種の状況

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
接種対象者	5,932	5,993	5,923	6,088	6,134
接種者数	3,205	3,452	3,173	3,180	3,432
接種率(%)	54.00	57.60	53.57	52.23	55.95

【今後の方針】

予防接種についての情報提供と共に、手洗い・うがい・体調管理についての保健指導、ふれあい健康サロンや家庭訪問、広報や無線放送等で予防啓発活動に努めます。

2) 肺炎球菌予防接種

【現状】

平成26年10月1日から、定期予防接種に追加された予防接種です。接種費用7,740円の内、自己負担は2,000円で、残り5,740円は公費で負担します。また生活保護世帯の高齢者については、診療依頼書の提示とともに申請することにより自己負担なく接種できます。

対象者は、平成26年度から30年度までは、経過措置として65歳から5歳刻みとし（100歳以上は全員）接種の案内を個別に郵送しています。ただし、過去に1度でも接種した方は対象外となるため、過去の接種歴を確認のうえ接種するよう促しています。

なお、平成31年度からは、65歳の方が対象となる予定です。インフルエンザ予防接種と同様、B類疾病の予防接種であり、主に個人予防のために自らの意思と責任で接種を希望する場合にのみ行うものです。

平成26年度対象者（経過措置対象者）

65歳（昭和24年4月2日生～昭和25年4月1日生）
70歳（昭和19年4月2日生～昭和20年4月1日生）
75歳（昭和14年4月2日生～昭和15年4月1日生）
80歳（昭和9年4月2日生～昭和10年4月1日生）
85歳（昭和4年4月2日生～昭和5年4月1日生）
90歳（大正13年4月2日生～大正14年4月1日生）
95歳（大正8年4月2日生～大正9年4月1日生）
100歳（大正3年4月2日生～大正4年4月1日生）
101歳以上（大正3年4月1日以前に生まれた方）

【今後の方針】

平成30年度まで上記の5歳刻みで順次接種を実施し、平成31年度からは65歳の方が対象となる予定ですが、経過措置対象者の接種状況や、接種記録の保管体制の状況等を踏まえ、接種対象者及び方法については、改めて検討される予定です。

2. 高齢者福祉サービス（介護保険対象外）の推進

（1）生活支援事業

1）外出支援サービス事業

【現状】

要介護認定で「要支援」と認定された在宅の非課税世帯に属する高齢者に対して、通院時に利用するタクシー料金の一部を助成することにより、経済的負担を軽減しています。利用券1枚の助成額は小型タクシー初乗運賃に相当する額で、利用限度は月2枚までです。

外出支援サービス事業実績

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
対象者数（人）	14	14	14	26	22
利用回数（件）	259	247	257	331	355

【今後の方針】

引き続き継続して事業を維持していきます。

2）訪問理美容サービス事業

【現状】

概ね65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯並びに身体障害者であって、加齢、心身の障害及び傷病等の理由により理髪店や美容院に出向くことが困難である高齢者に対して行う出張サービスです。

この事業は、本町の理美容組合の協力のもとで実施しており、利用者は理美容実費を負担し、利用券で出張費用を助成しています。

訪問理美容サービス事業実績

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
対象者数（人）	6	5	5	4	5
利用回数（件）	15	19	17	10	11

【今後の方針】

利用者は少ないものの在宅高齢者の保健福祉向上のため、今後も事業を継続します。

3) 寝具類等洗濯乾燥消毒サービス事業

【現状】

概ね65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する高齢者並びに身体障害者であって、加齢、心身の障害及び傷病等の理由により寝具類等の衛生管理が困難である高齢者に対して、寝具の衛生管理のため、水洗い及び乾燥消毒等を行うサービスで年2回以内を限度として実施しています。

寝具類洗濯乾燥消毒サービス事業実績

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
延回数（件）	17	16	18	11	7

【今後の方針】

高齢者の在宅での寝具類の衛生管理・保持のため事業は継続します。

4) 軽度生活支援事業

【現状】

概ね65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する高齢者であって、日常生活上の援助が必要な方に対し、自立した生活の継続を可能にするとともに、要介護状態への進行を防止するため、軽易な日常生活上の援助（外出時の援助・食材の買物・家の周りの軽微な手入れ等）を社会福祉協議会に委託して実施しています。

平成22年度に実施要綱の見直しを行い、平成23年度から利用回数・利用料等の改正を行いました。サービスの内容・回数に制限を設けたため、登録者数は減少しています。

軽度生活支援事業実績

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
対象者数（人）	22	20	18	17	15
利用回数（件）	208	111	158	189	131

【今後の方針】

今後も事業の継続を図ります。

5) 高齢者等への生活状況確認事業

【現状】

概ね65歳以上の単身世帯等で、希望者を対象に週3回を限度として郵便局員が訪問し、生活状況の聞き取り及び安否確認を行っています。

「食」の自立支援事業・社会福祉協議会の見守りネットワーク・老人クラブの高齢者ネットワーク推進事業等、安否確認事業が複数あるため、平成21年度以降新規受付けは行っていません。

高齢者等への生活状況確認事業実績

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
利用者数(人)	10	10	5	4	2

【今後の方針】

継続利用者を対象に事業を継続します。

6) 緊急通報体制整備事業

【現状】

概ね65歳以上で、緊急時に対応困難な単身世帯等の家庭に、緊急通報装置を貸与しています。体調が悪い時等に緊急ボタンを押すと、直接消防署につながり、発信者の特定ができるシステムです。万が一応答がない場合は、近隣の協力員と連絡を取りながら救急車が出動する等、24時間体制で対応しており、利用者は多数です。

機器の保有台数は、在日米軍再編交付金により一定数確保しています。

緊急通報装置設置状況(年度末時点)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
設置台数	254	276	284	277	275

【今後の方針】

緊急通報装置設置から年数が経った方の中には、緊急連絡先や協力員が変更になっていることがあるため、定期的に登録内容の確認を利用者へお知らせし、随時、登録内容の更新を行います。

7) 在宅寝たきり介護手当

【現状】

在宅の65歳以上で要介護3以上の寝たきり高齢者等を、継続して6ヶ月以上介護している無収入の方（年金受給者を除く）に対して、介護手当を支給することにより、介護の労をねぎらい、併せて高齢者福祉の増進を図っています。

在宅で介護した日数が1ヶ月につき15日以上の場合は全額支給とし、15日未満の場合当月分は支給しないこととしています。

在宅寝たきり介護手当実績

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
対象者数（人）	20	22	16	21	20
延支給人員（人）	37	40	34	39	37

【今後の方針】

在宅介護の労をねぎらうため、事業を継続します。

8) 住宅改造資金助成事業

【現状】

在宅の要介護・要支援の認定者もしくは障害のある方に、高齢者等に配慮した住宅に改造するための資金を助成することにより、在宅介護を支援し、高齢者等の生活の質の向上を図っています。

対象者の条件に、生計中心者の所得制限と、介護保険住宅改修費支給限度基準額に達している必要があるため、利用者の目立った増加はみられません。

住宅改造資金助成事業実績

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
利用者数（人）	3	4	3	5	3

【今後の方針】

今後も事業を継続します。

(2) 介護予防・地域支え合い事業

1) 生きがい活動支援通所事業

【現状】

概ね65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する高齢者であって、要介護認定で「自立（非該当）」と判定され、家に閉じこもりがちな方、要介護状態になるおそれがある方に対し、通所により各種サービスを提供し、社会的孤立感の解消、自立生活の助長及び要介護状態になることの予防を図っています。通所により、入浴・給食サービス・生活指導・日常動作訓練・健康チェック等を提供しています。

生きがい活動支援通所事業実績

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
利用者数（人）	87	54	48	43	42
延利用人員（人）	1,250	1,079	935	853	862

【今後の方針】

高齢者の自立生活の助長と要介護状態の予防のため、介護予防事業の通所型介護予防事業と併せて孤独感の解消・自立生活の助長を図り、事業を継続します。

2) 生活管理指導員派遣事業

【現状】

概ね65歳以上の単身世帯又は高齢者のみの世帯であって、要介護認定で「自立（非該当）」と判定され、基本生活習慣が欠如し対人関係が成立しないなど、社会適応が困難な方に対し、訪問により日常生活に対する指導・支援を行い、在宅生活の継続及び要介護状態への進行予防を図っています。

利用者は、日常生活に対する支援のみを求めがちであり、本事業の目的である日常生活に対する指導や、介護予防の面が軽視されています。

生活管理指導員派遣事業実績

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
利用者数（人）	13	10	15	12	23
延利用人員（人）	425	423	417	431	622

【今後の方針】

制度を周知しながら継続していきます。

3) 生活管理指導短期宿泊事業

【現状】

要援護高齢者、一人暮らし高齢者等に対して、要介護状態に陥らないために、一時的に介護老人福祉施設等に保護し、日常生活に対する指導・支援を行っています。

介護保険制度がスタートして短期保護事業（ショートステイ）が介護保険給付サービスに移行したため、対象者のほとんどの方が介護保険のショートステイを利用しています。自立状態では本事業の利用を避ける傾向にあり、当事業利用者は少数です。

生活管理指導短期宿泊事業実績

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
利用者数（人）	0	0	1	1	0

【今後の方針】

利用者は少ないものの、高齢者虐待の一時保護等の緊急時に備えて事業は継続し、その周知を図ります。

4) 高齢者の生きがい教室と健康づくり推進事業

【現状】

高齢者にとって何より大切なことは、生涯にわたって自分が家族・社会のために貢献しているという生きがいです。このため、高齢者の生きがいづくりを支援し、就業をはじめ学習・サークル活動などを通じて、その豊かな経験や知識・技能・芸術等が活かされる条件づくりを普及しています。

平成26年度からは、同一の教室の受講を継続できるのは基本3年間までとしますが、定員に達しない場合は3年以上継続できるものとしています。

高齢者生きがい教室実績

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
陶芸教室	14	3	4	7	7
表装教室	8	3	5	6	7
書道教室	25	7	16	14	12
ヨガ教室	38	23	20	20	18
フラダンス教室	16	5	8	7	7
合 計	101	41	53	54	51

【今後の方針】

今後は、さらに教室を充実していくと同時に、講師や教室、新規の受講生の募集に努めます。

5) 「食」の自立支援事業

【現状】

65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属する高齢者及び重度身体障害者のみの世帯に属する高齢者で、調理が困難な方を対象に、栄養バランスのとれた食事を配達・提供し、高齢者にとって安らぎのある生活を支援しています。その際に、利用者の安否確認と孤独感の解消に努め、健康状態に異常があるとき等は関係機関への連絡を行っています。

平成25年8月から、土曜日・日曜日・祝日・盆・年末の配食を開始しており高齢者世帯の増加に伴い、利用者も増加しています。

「食」の自立支援事業実績

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
年間利用者数(人)	132	137	153	175	182
年間延食数(食)	20,617	21,411	22,108	21,037	25,774

【今後の方針】

高齢者世帯の増加に伴い、今後も利用者の増加が予想されるため、制度を周知しながら継続していきます。

6) 家族介護支援事業

【現状】

紙おむつ等を必要とする要介護4又は5に認定された非課税世帯に属する高齢者を、在宅で介護している家族の身体的・精神的・経済的負担の軽減を図り、要介護高齢者の在宅生活継続、向上を目的としています。介護している家族に対し、紙おむつ等給付券を月1枚給付しています。

対象者が限定されているため、利用者は少数です。

家族介護支援事業実績

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
利用者数(人)	11	9	7	4	6

【今後の方針】

在宅介護支援事業との一本化を進めながら、引き続き実施します。

7) 在宅介護支援事業

【現状】

紙おむつ等を必要とする要介護又は要支援に認定された非課税世帯に属する高齢者を、在宅で介護している世帯の身体的・精神的・経済的な負担の軽減を図り、高齢者の生活の質の向上を目的としています。紙おむつ等を必要とする方（所得要件・介護認定時の判定基準あり）に対し、紙おむつ等給付券を月1枚給付しています。

要介護高齢者の増加に伴い、利用者も増加傾向にあります。

在宅介護支援事業実績

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
支給実人数（人）	25	25	22	25	31
述べ支給数（月）	232	274	214	276	319

【今後の方針】

高齢化による利用者の増加が予想されるため、継続します。

(3) その他の事業

1) 敬老祝金支給

【現状】

高齢者に対し敬老祝金を給付することにより、敬老の意を表し、併せて高齢者福祉を増進することを目的としています。

敬老祝金条例に基づき、80歳以上かつ本町に2年以上引き続き住所を有する方に対して、年額12,000円を口座振込により支給しています。年度末までに支給申請がない場合は、当該年度の受給権がなくなります。

敬老祝金支給実績

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
対象者数(人)	1,926	1,985	2,008	2,040	2,080
支給者数(人)	1,910	1,977	2,003	2,036	2,080

【今後の方針】

高齢化による対象者の増加と町財政に与える影響を勘案しながら、事業を継続します。

2) 福祉電話貸与

【現状】

概ね65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯および重度身体障害者であって、現に電話を有しない非課税世帯の方に対して、無料で電話回線を貸与し、孤独感の解消や緊急連絡の手段確保、安否確認の手段とするものです。

携帯電話の普及により、遠隔地との連絡手段が全くないケースが減少しており、平成25年度末の利用者は5人となっています。

福祉電話貸与実績

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
保有数(回線)	25	25	25	25	25
利用者数(人)	9	6	4	5	5

【今後の方針】

携帯電話の普及により年々利用者は減少傾向にありますが、事業を継続します。

3) 救急医療情報キット配布事業

【現状】

高齢者や障害のある方に対し、救急時に必要な医療情報を保管する救急医療情報を配布することにより、救急時の適切な医療活動に寄与し、安心して生活できる環境を整備することを目的としています。

平成23年度以降、民生委員児童委員協議会の協力により配布しています。

【今後の方針】

保管している医療情報の定期的な更新を促し、利用者の救急時に対応できるよう努めます。

4) ひとり暮らし高齢者等見守り事業

【現状】

ひとり暮らし高齢者や要援護者の不安と孤独感を解消し、安心して暮らせる環境づくりを推進することを目的としています。

平成24年度に「築上町ひとり暮らし高齢者等見守りマップシステム」を導入し、築上町社会福祉協議会、総務課行政係と情報を共有・連携し、見守り体制の実施及び災害時の要援護者の把握や安否確認の活動を行っています。

また、平成24年度には、読売新聞販売店築上店、毎日新聞椎田・築城販売店、西日本新聞ACエリアセンター椎田、西日本新聞販売店築城店、朝日新聞販売店行橋・築上店と、平成25年度からは、築上町内の郵便局、九州電力株式会社行橋営業所、エフコープ生活協同組合京築支所、グリーンコープ生活協同組合京築支部と「ひとり暮らし高齢者等の見守りに関する協定書」を締結し、ひとり暮らし高齢者等の見守り体制の強化を図っています。

【今後の方針】

見守りマップシステムの定期的な情報更新を行います。今後も築上町社会福祉協議会及び協定事業所との連携の下、ひとり暮らし高齢者等の見守りを行います。

(4) 施設サービス

1) 介護予防拠点施設（老人憩いの家「やまさと」） 大字寒田527番地1

【現状】

概ね60歳以上の方の健康の保持、教養の向上、レクリエーション等の自発的な活動及び活発な交流のための場として、健康サロンや民舞教室等に利用されています。

地元住民の利用が主であり、通年単位での利用は少数です。

【今後の方針】

介護予防拠点施設として、また地域住民の自発的な活動及び交流の場として利用の拡大を図っていきます。

2) 高齢者ボランティア育成施設 大字上別府73番地

【現状】

地域ボランティア活動の育成を図る事業の一環として、定年退職者等に対し、ボランティアとしての育成を目的として設置しています。

老人クラブを主体とした利用が主で、その他の利用は少数です。

【今後の方針】

高齢者の生きがいづくりや、高齢者が地域づくりの主役となるための一つの拠点としての利用促進を図ります。

3. 生きがいづくり・社会参加活動の推進

(1) 老人クラブ活動支援

【現状】

概ね60歳以上の方を会員として、会員の教養の向上、健康増進、地域の安全・安心を支える支援活動、レクリエーション等の諸活動が組織的に行われています。

高齢化に伴い、役員の担い手・自家用車運転者の不足等が生じ、各種会合や行事などへの参加ができない等の理由から老人クラブを廃止した地域があります。

老人クラブ活動支援実績

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
老人クラブ数	54	52	47	45	45
補助金(円)	4,179,600	4,171,472	4,195,700	4,197,900	4,188,200

【今後の方針】

老人クラブの自主性を尊重しつつ、老人クラブ連合会と連携して会員が老人クラブを通じて健康づくり・生きがいづくり・仲間づくり等の活動を行いやすくするための支援を行います。また、会員一人ひとりが地域づくりの主役となるよう老人クラブの育成を行います。

(2) 老人クラブ連合会が行う健康づくり事業

1) 料理教室

【現状】

老人クラブ連合会の会員を対象に料理教室を実施し、食生活の改善及び健康増進を図っています。

料理教室実績

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
参加人数(人)	226	189	205	305	279
実施回数(回)	12	12	14	14	13

【今後の方針】

高齢者が料理への関心を持ち、改めて食と健康を再認識し、自らの力で料理に挑戦しようとする意欲を促進するとともに、今後も参加者同士の交流の場として高齢者の孤立の予防・健康増進のため、事業を継続していきます。

2) 老人スポーツ大会等開催

【現状】

老人クラブ連合会の会員等がスポーツを通じて、疾病や閉じこもりを予防し、自身の自立支援につなげるとともに、社会参加への促進を図ることを目的としています。

各種大会の参加者に目立った増減はありません。

各種大会実績

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
ゲートボール(人)	47	40	34	38	32
ペタンク(人)	105	123	143	144	136
グラウンドゴルフ(人)	322	290	289	260	308
囲碁(人)	34	32	32	24	24
合 計	508	485	498	466	500

【今後の方針】

野外でのスポーツだけでなく、公民館・体育館等の室内で出来る体力測定を取り入れ、健康管理の促進を図ります。

(3) 敬老祝賀会開催

【現状】

高齢者を敬い、長年の労をねぎらう意味から、高齢者を招待し、表彰及び記念品の贈呈等の式典並びにアトラクションを行っています。

祝賀会に出席する方については自治会等で調整し、全対象者のお祝いについては、各自治会に対象人数分の交付金を交付し依頼しています。

【今後の方針】

高齢者にとって魅力ある敬老祝賀会の開催や、実施方法を検討していきます。

(4) シルバー人材センター

【現状】

高齢者の活発な社会参加を促すため、雇用機会や就業機会を確保しています。

平成24年度から公益社団法人となりました。

シルバー人材センター実績

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
就業実績(円)	89,210,067	85,608,253	69,822,674	67,381,990	62,857,743

【今後の方針】

高齢者の人材活用の一翼として、シルバー人材センターの育成やシルバー会員の就業確保のための支援を行います。

4. 認知症高齢者支援施策の推進

【国の方針】

厚生労働省は平成24年6月に「今後の認知症施策の方向性について」を発表し、今後目指すべき基本目標として「ケアの流れ」を変えることを打ち出しました。従来の「認知症の人は精神科病院や施設を利用せざるを得ない」という考え方を改め、「認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けることができる社会」の実現を目指したものです。

平成24年9月には「認知症施策推進5か年計画（オレンジプラン）」が制定されました。

- ①標準的な認知症ケアパスの作成普及
- ②早期診断・早期対応
- ③地域での生活を支える医療サービスの構築
- ④地域での生活を支える介護サービスの構築
- ⑤地域での日常生活・家族支援の強化
- ⑥若年性認知症施策の強化
- ⑦医療・介護サービスを担う人材の育成

以上のポイントに沿った施策の展開が求められています。

【築上町の状況】

高齢者人口の増加に伴い、認知症高齢者も増加が見込まれます。

介護認定を受けていない65歳以上の方（表1）

区分	認知機能の障害程度（CPS）							合計
	0	1	2	3	4	5	6	
調査結果	2,203	408	112	51	4	16	0	2,794
推計数	4,054	751	206	94	7	29	0	5,141

（平成26年4月22日回収「高齢者生活アンケート結果」）

0レベル：障害なし

1レベル：境界的

2レベル：軽度の障害

3レベル：中等度の障害

4レベル：やや重度の障害

5レベル：重度の障害

6レベル：最重度の障害

要介護認定を受けている方（表2）

区分	認知症高齢者の日常生活自立度								合計
	自立	I	Ⅱ a	Ⅱ b	Ⅲ a	Ⅲ b	Ⅳ	M	
認定者	234	208	156	163	153	55	110	18	1,097

（平成26年4月末現在 介護認定結果）

I：何らかの認知症を有するがほぼ自立

Ⅱa：日常生活に支障をきたす症状や行動などが見られても誰かが注意していれば自立できる。（家庭外）

Ⅱb：日常生活に支障をきたす症状や行動などが見られても誰かが注意していれば自立できる。（家庭内）

Ⅲa：日常生活に支障をきたす症状や行動など見られ介護を必要とする。（日中を中心に状態が見られる）

Ⅲb：日常生活に支障をきたす症状や行動など見られ介護を必要とする。（夜間を中心に状態が見られる）

Ⅳ：日常生活に支障をきたす症状や行動などが頻繁に見られ常に介護を必要とする。

M：著しい精神症状や周辺症状あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。

前述の（表１）（表２）から、本町における認知症疑いの方・認知症の方は、次のとおり推計できます。

認知症の疑い：９５９名（１５．４％）

認知症：９９１名（１５．９％）

厚生労働省の研究班資料（平成２４年）によると、全国の認知症の方は約４６２万人（１５％）、軽度認知症障害の方は約４００万人（１３％）との発表があり、比較すると、本町がやや多い傾向がわかります。

（１）標準的な認知症ケアパスの作成普及

平成２６年４月に「高齢者生活アンケート」を実施した結果を基に、福岡県介護保険広域連合と連携し、築上町認知症ケアパスの作成を平成２７年度中に行う予定です。認知症ケアパスを作成することにより、認知症の状態に応じた適切なサービスの提供ができるようになります。

（２）早期診断・早期対応

- 「認知症初期集中支援チーム」を設置し、認知症サポート医と医療職（看護師等）介護職（介護福祉士等）で対応します。しかし町内には、認知症サポート医がないため、豊前築上管内での連携が今後必要となります。
- 認知症の方の状態がどのレベルにあるか面談によるアセスメントを行い、評価の際には、標準化されたツールとして用いられる「ＤＡＳＣ」（「認知機能障害」と「生活機能障害」の評価を比較的簡単に短時間で行うことができる評価法）を使用することを従事者間で研修し普及を図ります。
- ケア会議において、認知症に関する個別の問題解決を図りながら、関係者の資質向上連携強化を図ります。
- 「認知症安心ガイドブック」等を作成し相談に対応します。

（３）地域での生活を支える医療サービスの構築

安心・安全な生活を維持するために、町内の医療機関・管内や隣接する医療機関退院時の連携を円滑にし、在宅復帰支援を行います。

（４）地域での生活を支える介護サービスの構築

介護サービスには、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型通所介護、認知症対応型共同生活介護、夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、複合型サービスがありますが、町内にあるサービスは認知症対応型共同生活介護のみです。認知症の方が可能な限り住み慣れた地域で生活をするために、必要な介護サービスの整備を進めます。

(5) 地域での日常生活・家族支援の強化

○認知症に関する介護予防の推進

- ・「脳いきいき教室」を開催し、初期の段階で軽度認知障害の方の重症化対策を講じます。
- ・ふれあい健康サロンや老人クラブ等の活動の際に、ファイブ・コグ検査（集団認知機能検査）を行い、認知症が疑われる場合は、医療機関への受診や「脳いきいき教室」への参加につなぎ悪化防止を図ります。

○「認知症地域支援推進員」を設置し、地域で支える組織作りを図り、認知症施策を展開します。

○認知症を正しく理解してもらい本人家族を地域で支える応援者（サポーター）の輪を広げるため、「認知症サポーター養成講座」を地域・職域・学校に広げ、支援者を増やします。

○「介護者の会」の組織化を支援することで、介護者の負担軽減を図ります。

○高齢者虐待の視点や権利擁護の取り組みを支援します。

○徘徊認知症高齢者SOSネットワークの構築のため、要綱を設置し、認知症や徘徊のおそれのある方を事前に登録し、地域で見守りながら早期発見に努めます。

○認知症カフェ等を設置し、認知症の方や介護者の負担軽減を図ります。

(6) 若年性認知症施策の強化

若年性認知症の正しい知識を普及するため、広報や教室の開催等を行い、啓発活動を推進します。

(7) 医療・介護サービスを担う人材の育成

認知症に関わる従事者については、県等が主催する研修会への積極的な参加を促します。また本町においても、関係者同士が連携を取り合える研修会の開催等を検討します。

さらに、厚生労働省は関係省庁と共同で平成27年1月27日に、「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」を策定し、次の「七つの柱」に沿って各種施策を総合的に推進することを打ち出しました。

①認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進

②認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供

③若年性認知症施策の強化

④認知症の人の介護者への支援

⑤認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進

⑥認知症の予防法、診断法、治療法、リハビリテーションモデル、介護モデル等の研究開発及びその成果の普及の推進

⑦認知症の人やその家族の視点の重視

団塊世代の方が75歳となる平成37年には、認知症の方が約700万人前後となり、65歳以上高齢者に対する割合は、現状の約7人に1人から約5人に1人に増加すると推計されるため、積極的な対応の取り組みが求められています。

このように、本町においても国が進めるオレンジプランに沿って積極的な認知症施策を進めていますが、新オレンジプランが策定されたことに伴い、新たな視点で認知症施策を展開していきます。

5. 地域支援事業の推進

地域支援事業とは、介護保険被保険者が要支援・要介護状態となることを予防するとともに、要介護状態等になった場合においても、住み慣れた地域で可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とし、介護保険料と公費を財源としています。

平成26年6月25日に交付された「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（医療介護総合確保推進法）」により、持続可能な社会保障制度の確立が図られました。これに伴い、「地域包括ケアシステムの構築と費用負担の公平化」を目的に、介護保険制度も改正され、地域支援事業も次の点が改正されました。

○介護予防給付の地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業）への移行

○包括的支援事業の強化

- ・在宅医療、介護連携の推進
- ・認知症施策の推進
- ・生活支援サービスの体制整備

以上の改正点を実施する最終目標年度は平成30年度ですが、条件が整い次第実施します。介護予防・日常生活支援総合事業については、目標年度は平成29年度となっています。

（1）介護予防・日常生活支援総合事業

1）介護予防・生活支援サービス事業

【事業内容】

要支援者等の多様な生活支援のニーズに対応するため、介護予防訪問介護等のサービスに加え、住民主体の支援等も含め、多様なサービスを制度の対象として支援します。

○訪問型サービス

掃除、洗濯等の日常生活上の支援を提供します。

○通所型サービス

機能訓練や集いの場など、日常生活上の支援を提供します。

○その他の生活支援サービス

栄養改善を目的とした配食や一人暮らし高齢者等への見守りを提供します。

○介護予防ケアマネジメント

総合事業によるサービス等が適切にできるようケアマネジメントを行います。

【対象者】

要支援認定を受けた「要支援者」と、基本チェックリストにより該当した「介護予防・生活支援サービス事業対象者」が対象となります。福祉課や地域包括支援センターへサービスの利用相談に訪れた被保険者に対して、基本チェックリストを用い、事業対象者に該当するか確認を行うことで、要支援認定を受けず、簡便な形でサービスの利用が可能となります。

ただし、介護予防訪問看護、介護予防福祉用具貸与等のサービスを利用する場合は、引き続き要支援認定を受ける必要があります。また、第2号被保険者については、がんや関節リウマチ等の特定疾病に起因して要介護状態となることがサービスを受ける前提となるため、要介護認定等申請を行う必要があります。

2) 一般介護予防事業

【事業内容】

町・地域・民間がそれぞれの役割を担いながら、住民運営の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進するとともに、地域においてリハビリテーション専門職等を活かした自立支援に資する取り組みを推進し、要介護状態になっても、生きがいや役割をもって生活できる地域の実現を目的としています。

○介護予防把握事業

地域の実情に応じて収集した情報等の活用により、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を把握し、介護予防活動へつなげます。

○介護予防普及啓発事業

介護予防活動の普及・啓発を行います。

○地域介護予防活動支援事業

地域における住民主体の介護予防活動の育成・支援を行います。

○一般介護予防事業評価事業

介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等の検証を行い、一般介護予防事業の事業評価を行います。

○地域リハビリテーション活動支援事業

地域における介護予防の取り組みを機能強化するために、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進します。

【対象者】

第1号被保険者や、その支援のための活動に関わる方が対象となります。

(2) 包括的支援事業

築上町地域包括支援センター（福祉課地域包括支援係）において、介護予防事業のマネジメントを実施するとともに、高齢者に関するあらゆる相談・支援体制の充実を図ります。また、高齢者の権利擁護や虐待防止のための事業を推進します。

平成27年4月からの介護保険制度の改正により「在宅医療・介護連携の推進」「認知症施策の推進」「生活支援サービスの体制整備」が追加され、地域包括ケアシステムの構築に向けた包括的支援事業の強化が図られています。

1) 地域包括支援センターの運営

高齢者が住み慣れた地域で安心・安全に生活するために関係機関と連携し、次の4事業を展開します。専門職として主任介護支援専門員・社会福祉士・保健師が従事します。また、センターの業務として包括的支援事業のほか、指定介護予防支援事業を併せて実施します。この事業は要支援1・2の認定者を対象に、介護支援専門員が自立支援の視点で介護保険サービスの利用を支援します。

○総合相談支援事業

高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービス、関係機関及び制度の利用につなげる等の支援を行います。

○虐待防止や権利擁護事業

地域で安心して尊厳のある生活を行うことができるよう、権利侵害の予防や対応を専門的に行います。事業内容は高齢者虐待の防止及び対応、消費者被害の防止及び対応、判断能力を欠く状況にある人への支援等です。

○介護予防ケアマネジメント事業

高齢者が自立して生活できるよう、サービスの利用等について助言・紹介等、高齢者の状態に合った健康づくりや介護予防の支援をします。

○包括的・継続的ケアマネジメント事業

高齢者が住みなれた地域で暮らし続けることができるよう、地域のさまざまな機関や専門家と連携・協力できる体制作りに取り組みます。また地域の介護支援専門員の支援を行います。

2) 在宅医療・介護連携の推進

医療と介護の両面を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、在宅医療と介護サービスを一体的に提供するため居宅に関する医療機関と介護サービス事業所などの関係者が連携します。

3) 認知症施策の推進

認知症の方やその家族が、地域において尊厳を保ちながら穏やかな生活を送ることができる環境を整備するため、「認知症施策推進5か年計画（オレンジプラン）」の骨子に基づきながら認知症に対する正しい知識の普及啓発や相談体制の充実、関係機関との連携等を推進します。また、「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」を新たな視点として展開していきます。

4) 生活支援サービスの体制整備

資源開発・ネットワーク構築・ニーズと取り組みのマッチングを行います。多職種協働によるネットワーク構築のための手法として、地域ケア会議を開催し、個別ケースの課題解決から、町の課題解決や資源開発を行います。

また、生活支援コーディネーターの配置、協議体の設置などを行います。

地域支援事業の改正内容一覧表

改 正 前			改 正 後			
事 業 名			事 業 名		類 型	
介護予防給付 (要支援1～2)		訪問介護	地域支援事業	介護予防・日常生活支援総合事業	介護予防・生活支援サービス事業	訪問型サービス
		通所介護				通所型サービス
介護予防事業	二次予防事業	その他の生活支援サービス				介護予防ケアマネジメント
	介護予防普及啓発事業					
	地域介護予防活動支援事業					
	包括的支援事業	地域包括支援センターの運営	一般介護予防事業評価事業		地域リハビリテーション活動支援事業	
包括的支援事業						地域包括支援センターの運営
						在宅医療・介護連携の推進
				認知症施策の推進		
任意事業	介護給付費の適正化事業	任意事業	介護給付費の適正化事業			
	家族介護支援事業		家族介護支援事業			
	その他の事業		その他の事業			

※本町では、上記改正について平成27年4月1日以降、条件が整い次第実施します。

6. 介護保険給付サービスの推進

本町は福岡県介護保険広域連合の構成市町村であり、広域連合が実施する介護保険事業計画に沿った事業運営により、保険料の徴収・保険給付等が行われています。

介護保険給付サービスについても、福岡県介護保険広域連合介護保険事業計画及び福岡県高齢者保健福祉計画との整合性を図り対応します。

(1) 介護サービス（要介護1～5の方）

1) 居宅サービス

サービス名	内 容
<訪問系>	
①訪問介護 (ホームヘルプサービス)	訪問介護員（ホームヘルパー）が居宅を訪問して、入浴・排せつ・食事等の身体介護や、調理・洗濯・買い物等の家事援助等を行うサービスです。
②訪問入浴介護	サービス提供者が居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行うサービスです。
③訪問看護	看護師等が居宅を訪問して、主治医の指示書に基づいて、療養上の世話又は必要な診療の補助を行うサービスです。
④訪問リハビリテーション	理学療法士や作業療法士等が居宅を訪問して、主治医の指示に従って、理学療法・作業療法その他必要なりハビリテーションを行うサービスです。
⑤居宅療養管理指導	医師・歯科医師・薬剤師等が居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行うサービスです。
<通所系>	
⑥通所介護 (デイサービス)	デイサービスセンター等に通い、入浴・食事等の提供や日常生活上の世話、機能訓練等を行うサービスです。
⑦通所リハビリテーション (デイケア)	介護老人保健施設・病院等に通い、理学療法・作業療法その他必要なりハビリテーションを行うサービスです。
<短期入所>	
⑧短期入所生活介護 (ショートステイ)	介護老人福祉施設等に短期入所し、入浴・排せつ・食事等の介護やその他の日常生活上の世話、機能訓練等を行うサービスです。
⑨短期入所療養介護 (医療型ショートステイ)	介護老人保健施設等に短期入所し、看護・医学的管理下における介護・機能訓練その他必要な医療及び日常生活上の世話を行うサービスです。
<その他>	
⑩特定施設入居者生活介護	有料老人ホーム等に入居して、施設職員が、入浴・排せつ・食事等の介護やその他日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うサービスです。
⑪福祉用具貸与・購入費の支給	車椅子やベッドなど福祉用具の貸与を行うサービスです。また、排せつや入浴に使われる用具等貸与になじまない福祉用具の購入費用を支給するサービスです。
⑫住宅改修費の支給	手すりの取り付けや段差解消等の小規模な住宅改修を対象として工事費用の助成をするサービスです。
⑭居宅介護支援	介護支援専門員（ケアマネジャー）が行うサービスで、居宅介護サービスを適切かつ総合的に利用できるよう、利用者の心身の状況や環境の課題分析、家族や本人の希望に基づいた内容の介護サービス計画（ケアプラン）を作成します。

2) 施設サービス

施設名	対象者（例示）	提供されるサービス
①介護老人福祉施設 （特別養護老人ホーム）	常時介護が必要な方で、在宅生活が困難な要介護認定者 ※要介護1・2の方は利用できません。	①入浴・排せつ・食事等の介護 その他日常生活上の世話 ②機能訓練 ③健康管理 ④療養上の世話
②介護老人保健施設 （老人保健施設）	病状安定期にあり、入院治療をする必要はないが、リハビリ・看護・介護を必要とする要介護認定者	①看護 ②医学的管理の下での介護 ③機能訓練その他必要な医療 ④日常生活上の世話
③介護療養型医療施設 ※平成30年3月末までに、他の介護保健施設に転換される予定です。	急性期の治療が終わり、医学的管理の下で長期療養を必要とする要介護認定者	①療養上の管理 ②看護 ③医学的管理の下での介護その他の世話 ④機能訓練その他必要な医療

3) 地域密着型サービス

サービス名	内 容
①定期巡回・随時対応型訪問介護看護	訪問介護と訪問看護が一体的または緊密に連携しながら、日中・夜間を通じて定期巡回訪問と随時の対応を行います。
②夜間対応型訪問介護	居宅要介護者について、夜間において定期的な巡回訪問により、又は通報を受け、その者の居宅において介護福祉士等が入浴・排せつ・食事等の介護・日常生活上の緊急時の対応・その他の援助を行います。
③認知症対応型通所介護	居宅要介護者で認知症である方について、老人デイサービスセンター等に通所し、当該施設において入浴・排せつ・食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を行います。
④小規模多機能型居宅介護	居宅要介護者について、利用者の状態や希望に応じて、通い・訪問・泊まりを組み合わせ、入浴・排せつ・食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を行います。
⑤認知症対応型共同生活介護 （グループホーム）	要介護者で認知症である方について、家庭的な環境と地域住民との交流のもとで入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話、機能訓練を行います。
⑥地域密着型特定施設入居者生活介護	入居定員が29名以下である有料老人ホーム等に入居し、入浴・排せつ・食事等の介護その他日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行います。
⑦地域密着型介護老人保健福祉施設入所者生活介護	入居定員が29名以下である地域未着方特別養護老人ホームに入所し、入浴・排せつ・食事等の介護その他日常生活上の世話、機能訓練、健康管理と療養上の世話を行います。
⑧複合型サービス	小規模多機能型居宅介護と訪問看護など、複数の居宅介護サービスや地域密着型介護サービスを組み合わせ提供します。

(2) 介護予防サービス（要支援１・２の方）

１）居宅サービス

サービス名	内 容
<訪問系>	
①介護予防訪問介護※ （ホームヘルプサービス）	訪問介護員（ホームヘルパー）が居宅を訪問して、利用者の自立を促すための介護及び生活上の世話をを行うサービスです。
②介護予防訪問入浴介護	サービス提供者が居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行うサービスです。
③介護予防訪問看護	看護師等が居宅を訪問して、主治医の指示書に基づいて、療養上の世話又は必要な診療の補助を行うサービスです。
④介護予防訪問リハビリテーション	理学療法士や作業療法士等が居宅を訪問して、介護予防を目的としたリハビリテーション（機能訓練）を行うサービスです。
⑤介護予防居宅療養管理指導	医師・歯科医師・薬剤師等が居宅を訪問し、介護予防を目的とした療養上の管理や指導を行うサービスです。
<通所系>	
⑥介護予防通所介護※ （デイサービス）	デイサービスセンター等に通い、入浴・食事等の提供や生活行為向上の支援、機能訓練等を行うサービスです。
⑦介護予防通所リハビリテーション （デイケア）	介護老人保健施設・病院等に通い、理学療法・作業療法その他必要なりハビリテーション（機能訓練）を行うサービスです。
<短期入所>	
⑧短期入所生活介護 （ショートステイ）	介護老人福祉施設等に短期入所し、入浴・排せつ・食事等の支援や、機能訓練等を行うサービスです。
⑨短期入所療養介護 （医療型ショートステイ）	介護老人保健施設等に短期入所し、日常生活上の支援や機能訓練、医師の診療等を行うサービスです。
<その他>	
⑩介護予防特定施設入居者生活介護	有料老人ホーム等に入居して、介護予防を目的とした日常生活上の支援及び療養上の世話をを行うサービスです。
⑪介護予防用具貸与・購入費の支給	日常生活自立を助ける用具の貸与を行うサービスです。また、排せつや入浴に使われる用具等貸与になじまない福祉用具については購入費用を支給するサービスです。
⑫介護予防住宅改修費の支給	手すりの取り付けや段差解消等の小規模な住宅改修を対象として工事費用の助成をするサービスです。

※本町では、平成２７年４月１日以降、条件が整い次第、地域支援事業へ移行します。

２）地域密着型サービス

サービス名	内 容
①認知症対応型通所介護	居宅要支援者で認知症である方について、デイサービスセンター等に通所し、当該施設において入浴・排せつ・食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を行います。
②小規模多機能型居宅介護	居宅要支援者について、利用者の状態や希望に応じて、通い・訪問・泊まりを組み合わせ、入浴・排せつ・食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を行います。
③認知症対応型共同生活介護 （グループホーム）	要支援者で認知症である方について、家庭的な環境と地域住民との交流のもとで入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話、機能訓練を行います。

資料編

築上町高齢者保健福祉計画作成検討協議会規程

平成18年 1 月10日告示第12号

改正 平成18年 6 月26日告示第188号
平成20年 4 月 1 日訓令第 3 号
平成24年 1 月20日告示第 4 号
平成24年 3 月 8 日告示第21号
平成26年 3 月14日訓令第 1 号

(設置)

第 1 条 21世紀の本格的な高齢社会に対応するため、将来にわたって保健・福祉に係る各種サービスを総合的かつ計画的に整備することを目的とする築上町高齢者保健福祉計画（以下「計画」という。）の作成に当たり、その参考とするため、築上町高齢者保健福祉計画作成検討協議会（以下「検討協議会」という。）を設置する。

(任務)

第 2 条 検討協議会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査及び検討を行う。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他計画策定に関して必要な事項

(組織)

第 3 条 検討協議会は、委員12人以内をもって構成し、委員は、別表に掲げる者を町長が任命し、又は委嘱する。

- 2 検討協議会に会長及び副会長を置く。
- 3 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。
- 4 会長は、会務を総理し、検討協議会を代表する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、第 1 条に規定する設置目的達成の日までとする。ただし、任期中であっても、その本来の職を退職したときは、委員の職を失うものとする。

- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第 5 条 検討協議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

- 2 検討協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 検討協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第 6 条 会長が必要と認めたときは、検討協議会に専門的事項を分掌させるため、部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長が指名する委員をもって組織する。
- 3 部会に部会長及び副部会長を置き、部会委員の互選により選出する。
- 4 部会長は、部務を総理し、部会における審議の経過及び結果を検討協議会の会議に報告しなければならない。

(庶務)

第 7 条 検討協議会の庶務は、福祉課においてこれを行う。

(その他)

第 8 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成18年 1 月10日から施行する。

附 則（平成18年 6 月26日告示第188号）

(施行期日)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年 4 月 1 日訓令第 3 号）

この訓令は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成24年 1 月20日告示 4 号）

この告示は、平成24年 1 月20日から施行する。

附 則（平成24年 3 月 8 日告示21号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年3月14日訓令第1号）

この訓令は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 3 条関係）

築上町高齢者保健福祉計画作成検討協議会委員構成

- 1 築上町民生委員児童委員協議会代表
- 2 築上町老人クラブ連合会代表
- 3 築上町社会福祉協議会代表

築上町高齢者保健福祉計画作成検討協議会委員

役 職	氏 名	所 属
会 長	内藤 道夫	築上町社会福祉協議会
副会長	井上 孝之助	築上町老人クラブ連合会
委 員	福田 晴子	築上町老人クラブ連合会
委 員	則松 直博	築上町民生委員児童委員協議会
委 員	安部 洋子	築上町民生委員児童委員協議会

築上町高齢者保健福祉計画書

平成27年3月

発行 築上町
〒829-0392
福岡県築上郡築上町大字椎田891番地2
TEL：0930-56-0300
FAX：0930-56-0334

編集 築上町福祉課